

学内公認団体関係者各位

学生部長 西田 徹

活動レベル引き上げに伴う学友会活動の方針について（お願い）

8月2日から兵庫県に『まん延防止等重点措置』が適用されることを受けて、本学の「新型コロナウイルス感染拡大に伴う活動制限のガイドライン」の制限レベルが、「1.5」から「1.5（プラス）」に引き上げられることになりました。

つきましては、当該期間中の学友会活動については、下記のとおりといたします。

記

1. 基本方針について

各団体が作成した感染防止対策書に基づき、最新の感染予防に留意した活動（練習）内容になっているか各団体は自主点検を行い、適宜内容を更新してください。許可された団体については活動（練習）を認めることとします。

2. 活動（練習）を行う場合の条件・遵守事項

昨年11月25日以降に、活動計画書及び感染防止対策書を学生部に提出し、1.の基本方針に則っていること、かつ、下記の内容を遵守できる団体の活動（練習）については許可します。活動休止中の団体や未提出の団体は、必ず書類を提出し、許可を得てから活動（練習）を再開してください。

活動（練習）内容についての条件・遵守事項

- 原則、活動（練習）時間は **19時30分まで**とし、終了後は速やかに帰宅すること。
- 週あたり、少なくとも1日の休養日を設けること。
- 練習（活動）時間は、**4時間**までを目安に活動すること。
- 練習（活動）参加にあたっては、保護者の同意を得ることとし、参加を強制しないこと。
- 活動計画書・感染防止対策書の内容を遵守し、各団体において自主点検を定期的に行うこと。
- 各競技団体や関係機関が作成している感染症対策に関するガイドラインを遵守すること。
- 「三つの密」及び「5つの場面」の回避対策を講じること。
- 各自の体調管理の徹底、PCR検査の利用、オンラインミーティングを利用するなど感染リスクの低減に努めること。
- 学内外における大人数での会食・飲み会・懇親会を厳禁とする。
- 学生同士が組み合うことが主体となる活動、身体的接触を伴う活動、大きな発生や激しい呼気を伴う活動は制限すること。
- **合宿、他校との合同練習、練習試合については、兵庫県の対処方針に沿って学生部常任委員会の審議の上、判断することとする。**

※これらの遵守事項が守られていないと判断した場合は、感染症対策委員会が活動停止を指示することがあります。

※本書に記載の条件・遵守事項に該当しない活動が計画されている場合は、事前に学生部へ相談してください。

※詳しくは兵庫県「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」（最新更新版）に準じます。次のURL『新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針（令和3年7月30日改定）』内、(2) 県内大学 - ②部活動・サークル活動を必ず確認してください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/coronataishohoushin0413.html>

以上